

生活困窮者相談

「生活を安定させたい」、「仕事を続けたい」、「子供の事が心配」、「家族間のトラブルを解消したい」、「社会に参加したい」、「誰かに相談したい」

ひありんくは、生活や仕事上のトラブル等いろいろな困りごと・不安・悩みなどを解決していくための相談事業を行っております。生活全般・仕事の悩みに対し個別プランを作成し、関係機関と協力しながら、寄り添って支援して参ります。

あなたの悩みを「そっと」話してみませんか？

◇対象者 南三陸町にお住まいの方

◇利用料 無料

◇受付時間 午後1時から3時まで

◇相談時間 午後1時から4時まで

◇巡回場所：歌津

◇相談日 第1、3木曜日

◇場所 平成の森 小会議室

◇巡回場所：志津川

◇相談日 第2、4木曜日

◇場所 ベイサイドアリーナ

※巡回相談の他に、個別に訪問相談も行っております。支援員が

ご自宅やお近くの公共施設などへ訪問し、相談及び支援を行いますので、お気軽に問い合わせください。

※相談時間は1時間を基本としております。

◇問い合わせ

宮城県北部自立相談支援センター

ひありんく

☎0229-2515581

・開所時間

午前10時から午後6時まで

(日曜日・祝日・年末年始等は休所しております。)

(午後6時30分から翌午前9時30分の時間帯は「よりよいホットライン」)

☎0120-1279-226」にて対応しております。)

犬の登録について

飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引越した場合は所有者を変更した場合や死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。

動物病院で予防注射を受けた場合は、役場等にて注射済票の交付を受けてください。

犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

◇犬の登録 3,000円

◇注射済票の交付 550円

◇鑑札の再交付 1,600円

◇注射済票の再交付 340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録やその他の届け出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課でお手続きください。

◇問い合わせ 環境対策課環境政策係

☎46-15528

東日本大震災にかかる 労災保険給付の時効について

東日本大震災により、労働者の方が、「仕事中・仕事中の避難」または「通勤中・通勤中の避難」において、地震や津波で「死亡」または「行方不明」となられた場合、ご遺族の方は、労災保険の「遺族(補償)給付」を受けることができることとなっております。パートタイマーやアルバイトの方が被災された場合にも適用されます。

この「遺族(補償)給付」を請求する権利は、労働者が死亡した翌日から起算して5年で消滅(時効)しますが、東日本大震災においては特例が設けられています。

この「遺族(補償)給付」を請求する権利は、労働者が死亡した翌日から起算して5年で消滅(時効)しますが、東日本大震災においては特例が設けられています。

次の日を経過すると「遺族(補償)給付」を請求する権利が消滅します。

・宮城労働局労災補償課まで問い合わせください。

・行方不明になられた方の生死が3カ月以上分からなかった場合

↓平成28年6月13日(平成28年

6月11日が土曜日のため)

・行方不明になられた方の死亡が、震災の発生日から3カ月以内に明らかになり、かつ、その死亡の日付がわからない場合

↓死亡が明らかになった日(身元が判明した日)から5年

【例】平成23年6月1日に身元が判明した場合は平成28年6月1日までの請求が必要です。

◇問い合わせ 宮城労働局労災補償課

☎022-1299-8843

南三陸消防署からのお知らせ

山火事の防止について



今年も行楽期を迎え、春先の火入れや山菜採りなどで多くの方が山に入る機会も増えてきます。この時期は枯れ草が積もり、空気が乾燥しているうえ、季節風がふくなど山火事が起こりやすい気象条件から山火事シーズンとも呼ばれています。貴重な森林を守るためにも、火気の取扱いは十分注意してください。

- ・火を使用する場合はその場から離れない。
- ・火気を使用する際は消火用具を必ず準備する。
- ・火遊びはしない、させないこと。
- ・乾燥注意報発表時は野焼き、たき火をしない。

※野焼きは一部例外を除き禁止されていますので、野焼きを行う際は事前に産業振興課及び消防署へご相談ください(届け出が必要になる場合があります)。

平成28年全国山火事予防運動統一標語
「誓います 森の安全 火の始末」

問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378
南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

地域課から 巡回連絡への協力依頼

～ご意見・ご要望をお聞かせください～

「巡回連絡」は、警察官が皆さんのご家庭や会社を訪問し、犯罪被害の防止や交通事故防止に関する連絡をしたり、困りごとや警察に対する意見・要望を伺い、地域の安全と平穏を守るための活動です。皆さんの地域を担当する警察官が伺いますので気軽にお話を聞かせください。

◇巡回連絡カードの作成にご協力ください

皆さんのご家庭や会社に訪問した際、「巡回連絡カード」の作成をお願いしています。

「巡回連絡カード」は、

- ・留守中の盗難被害や火災等発生の場合の連絡
- ・ご家族が事件・事故等に遭遇した場合の連絡
- ・災害発生時の安否確認 など、皆さんと警察との連絡に役立てるものです。ご協力をお願いします！



交通課から ◇平成27年度 南三陸町の交通事故発生状況 (3月末日現在)

区分	人身事故発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事故件数
		件数	人数	重傷	軽傷	計	
本年	3	0	0	1	3	4	58
前年	5	0	0	0	6	6	64
増減数	-2	0	0	1	-3	-2	-6
増減率	-40.0	0.0	0.0	100.0	-50.0	-33.3	-9.4

◇運転免許の自主返納(運転免許の申請取消し)について

いきいきとした老後の生活を営む上で、車の運転は重要な手段です。しかし、個人差はありますが、身体機能は確実に低下します。

「運転に自信がなくなった」、「家族から心配と言われた」などの理由で、ご本人が自らの意思で有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、「運転免許の申請取消し」(いわゆる「運転免許自主返納」)です。

悲惨な交通事故の当事者となる前に、運転をやめることも考えてみてはいかがでしょうか。

運転免許を自主返納された方の希望により、運転免許証と同じ大きさのサイズで「運転経歴証明書」の交付を受けることができるほか、宮城県タクシー協会加盟のタクシー運賃割引などの特典を受けることができます(有効期限が切れた免許をお持ちの方は申請できません)。

健康コラム

～適塩生活はじめよう～

5月17日は「高血圧の日」です。

高血圧の予防のために気をつけたいことのひとつが、食塩のとりすぎです。成人の食塩摂取の一日の目標量は男性が8グラム未満、女性は7グラム未満(日本人の食事摂取基準2015年版)となっていますが、現状は男性11.9グラム、女性10.4グラムと、まだ多い状況です(出典：宮城県H22県民健康・栄養調査)。

毎日の食事のできるどころから取り組み、適塩を目指しましょう。例えば、みそ汁やスープの回数を減らす、めん類のつゆを残す、漬物や塩辛など塩分が多い食品の量や回数を減らすなど

〈適塩生活はじめよう!～食事づくりの5つのポイント～〉

1. 調味料に含まれる塩分量を知りましょう。例えば、小さじ1杯分の塩分は、こいくちしょうゆ0.9グラム、みそ0.8グラムです。味つけの塩分量を意識して、調味料は適量を使いましょう。

2. 天然食品のだしを利用しましょう。(ごんぶ、かつお節や煮干し、干しいたけ)
 3. 旬の食材を選びましょう。
 4. 酸味を生かしましょう。(酢やしモンなど)
 5. 香辛料、香味野菜を活用しましょう。(こしょう、辛子、しょうが、青じそ、ねぎなど)
- 加工食品の隠れ塩分に注意しましょう
「食塩相当量」として塩分量が表示されています。(宮城県栄養士設置市町村連絡協議会「健康づくりのための適塩のすすめ」より)南三陸町ホームページに上記リーフレット「健康づくりのための適塩のすすめ」を掲載していますので、ご活用ください。また、みそ汁の塩分濃度を確認したい方は、保健福祉課健康増進係で測定できますので、栄養士まで事前にご連絡ください。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113